

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年3月31日

届出年月日：令和8年3月24日

店 舗 名：イオンタウン豊後高田

設 置 者：イオンタウン株式会社

縦 覧 期 間：令和8年3月31日～

令和8年7月31日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

届出の概要：別紙のとおり

様式第2 (第6条関係)



大分県知事 殿

| | |
|--------|-------|
| ※受理年月日 | 年 月 日 |
| ※整理番号 | |
| ※備考 | |

変更届出書

令和8年3月24日

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

氏名 イオンタウン株式会社

代表取締役社長 加藤 久誠

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン豊後高田

所在地 大分県豊後高田市大字高田 2257 番 外

2 変更した事項

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更

(変更前) 小売業者一覧表

| No. | 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-----|-------------|------------|--------------------------------|
| 1 | イオン九州株式会社 | 代表取締役 柴田祐司 | 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 |
| 2 | 株式会社ヨネザワ | 代表取締役 米澤房朝 | 福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号 |
| 3 | 株式会社大創産業 | 代表取締役 矢野靖二 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 |
| 4 | 株式会社チヨダ | 代表取締役 町野雅俊 | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 |
| 5 | 株式会社クロノス | 代表取締役 鈴木直人 | 東京都港区六本木七丁目15番7号 |
| 6 | 杵築石油合資会社 | 代表社員 衛藤竜一郎 | 大分県杵築市大字守江 1274 番地の 2 |
| 7 | 藤波奈美 | 藤波奈美 | 大分県豊後高田市玉津 1117 番地 1 |
| 8 | カラーズ株式会社 | 代表取締役 西山和吉 | 福岡県豊前市大字岸井 180 |
| 9 | 株式会社 BAMB00 | 代表取締役 阿南宏之 | 福岡県北九州市小倉南区葛原本町 1 丁目 13 番 26 号 |

(変更後) 小売業者一覧表

| No. | 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-----|-----------|------------|----------------------|
| 1 | イオン九州株式会社 | 代表取締役 中川伊正 | 福岡県福岡市東区香椎浜2丁目8-30 |
| 2 | 株式会社ヨネザワ | 代表取締役 米澤房朝 | 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目1番38号 |
| 3 | 株式会社大創産業 | 代表取締役 矢野靖二 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 |
| 4 | 株式会社チヨダ | 代表取締役 町野雅俊 | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 |
| 5 | 株式会社クロノス | 代表取締役 鈴木直人 | 東京都港区六本木七丁目15番7号 |
| 6 | 杵築石油合資会社 | 代表社員 衛藤竜一郎 | 大分県杵築市大字守江1274番地の2 |
| 7 | 藤波奈美 | 藤波奈美 | 大分県豊後高田市玉津1117番地1 |
| 8 | 株式会社いーふらん | 代表取締役 西山和吉 | 福岡県豊前市大字岸井180 |
| 9 | 株式会社うちだ屋 | 代表取締役 内田勝行 | 福岡県福岡市東区八田一丁目5番38号 |

3 変更の年月日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

No.1 : 令和6年5月24日

No.2 : 令和8年3月21日

No.8 : 令和6年12月2日

No.9 : 令和5年9月1日

4 変更する理由

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

No.1 : マックスバリュ九州株式会社をイオン九州が吸収合併

No.2 : 住所誤り

No.8 : テナント入替

No.9 : テナント入替